

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

(別紙3)

		業務内容	年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者 a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者 c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事者	5年以上
		病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現、介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等において就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援学校等における進路相談、教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
		施設及び医療機関等において直接支援業務に従事する者 a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床の従事者 b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 c 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従事者	
	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
	特別支援学校等における職業教育の業務に従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現、介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 保育士(4) 児童指導員任用資格者(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、次の国家資格等による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	3年以上

- ① **相談支援業務**とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を言います。
- ② **直接支援業務**とは、身体上又は精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育等に係る業務を言います。
- ③ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言います。